



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
 発行責任者：岩橋 祐治  
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 Tel (03) 5842 - 5601  
 Fax (03) 5842 - 5602  
 毎月1日発行  
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)  
<http://www.inoken.gr.jp>

## 世論を高め、政治を動かし命あるうちに解決を

### 建設アスベスト訴訟提訴9年・全国決起集会

首都圏建設アスベスト訴訟統一本部は5月19日、「被害者追悼—建設アスベスト訴訟提訴9年・全国決起集会」を日比谷野外音楽堂で開催し、訴訟原告、弁護士、支援組合から3000人が集まりました。集会には亡くなられた原告の遺影をもって遺族原告も参加し、集会後行なった新宿駅西口追悼・大宣伝行動でも訴えを行ないました。

#### 遺影をもって訴え

冒頭、首都圏アスベスト訴訟統一本部を代表して、松丸一雄統一本部長（東京土建委員長）は「判決では5度の国の責任を認め、京都では被告企業9社の共同不法行為の責任を認めさせた。しかし国も企業も責任を認めていない。国と企業に責任を認めさせ、被害者への謝罪と補償、被害根絶に向けた運動を広げ、各地での裁判で勝利しよう」と訴えました。

全建総連を代表して三浦一男委員長がアスベスト労災認定に尽力した海老原勇医師の冥福を祈るとともに、「アスベスト被害の早期の解決と基金の創設を求める署名は131万筆を国会に提出したが、採択されなかった。しかし署名を通じてすべての国会議員に訴訟の重要性と基金の必要性が大きく広がった。今後の裁判の跳躍台になる」と述べました。

続いてステージの前に遺族らが遺影を持って並び、自らが原告でもある白田宏記副本部長が追悼の言葉を述べ、全員で黙とうを捧げました（写真）。

宮島和男共同代表が「全面救済を求めて団結してがんばる」、小野寺利孝弁護士団長が「一気に世論を高め政治を動かし、命あるうちに解決を」とそれぞれ決意を語りました。次に北海道、大阪、京都、九州の訴訟団から報告を受けました。

政党からは佐田玄一郎衆院議員（自民）、近藤昭一衆院議員、笠井亮衆院議員（共産）、福島みずほ参院議員（社民）があいさつしました。

#### 企業は早く謝るべき

集会に参加した仲間が新宿駅西口の京王百貨店前の歩道から小田急ハルク前のデッキにかけて集結



し、追悼・大街頭宣伝行動を行ないました。

全建総連を代表して訴えに立った田久悟労働対策部長は「一昨日、国交省は6～8万棟の民間建築物にアスベストが吹き付けられていると発表した。これからも被害が起こる可能性がある。署名に力を貸してほしい。早期に解決しよう」と呼びかけました。

原告らも訴えを行ない、神奈川の原告団と弁護士、千葉土建の遺族原告、京都の弁護士と原告団、大阪の原告団、東京の原告団、埼玉の原告団が相次いで登壇しました。

東京原告団の<sup>ほんした</sup>盆下信子さんは「電工の夫が34キロまでやせ、亡くなって9年経った。『俺はまだまだ死にたくない。仕事がしたい』と言っていた。原告は144人も亡くなっている。企業は早く謝るべきだ」と怒りを込めて訴えました。

通行する人たちの中には足を止め、遺影に目を向け、原告らの訴えを聞き入る人もいました。

（東京土建 唐沢一喜）

#### 〈今月号の記事〉

厚生労働省2016年度労働災害発生状況	2面
周知は国の責任 泉南アスベスト訴訟	3面
各地・各団体のとりくみ 北陸セミナー/北海道/長野/国公労連/神奈川/千葉	4～6面
過労死防止学会第3回大会/私の健康法	7面
日本航空客室乗務員の勤務基準	8面

# 死亡災害は2年連続過去最少だが、死傷災害が前年を上回る

## 厚生労働省 2016年度労働災害発生状況

厚生労働省では、5月19日2016年の労働災害発生状況を発表しました。

2016年は、死亡災害の発生件数は前年を下回り、2年連続で過去最少となりました。しかし、労働災害による死者数は928人で、依然として多くの尊い命が失われている状況に変わりありません。また、休業4日以上死傷災害の発生件数は前年を上回っています。

死者数が多い業種は、建設業が294人(前年比33人・10.1%減)、製造業が177人(同17人・10.6%増)、陸上貨物運送事業が99人(同26人・20.8%減)でした。

### 第3次産業の死傷災害は増加

労働災害による死傷者数(死亡・休業4日以上)は117,910人で、2015年の116,311人に比べ、1,599人(1.4%)の増加となりました。死傷者数が多い業種は、製造業が26,454人(前年比63人・0.2%増)、建設業が15,058人(同526人・3.4%減)、陸上貨物運送事業が13,977人(同92人・0.7%増)、小売業13,444人(同414人・3.2%増)、社会福祉施設が8,281人(同684・27.8%増)でした(グラフ)。死傷災害は、小売業、社会福祉施設、飲食店で増加したことが影響し、全体として前年を上回りました。

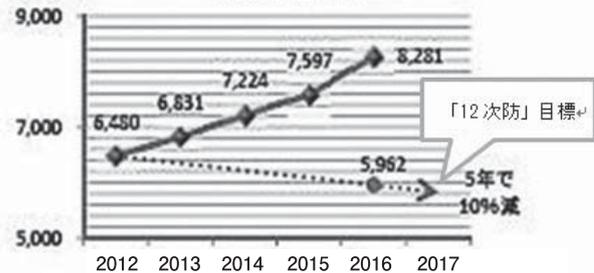
### 社会福祉施設は27.8%増加

休業4日以上死傷災害は2012年よりも1.4%減少、陸上貨物運送事業は同1.0%増加、小売業は同

休業4日以上死傷災害



社会福祉施設



2.6%増加、社会福祉施設は同27.8%増加、飲食店は同9.5%増加となっています。

店舗や施設に安全衛生担当者がいないなど体制が脆弱であることから取り組みが進んでいないことが憂慮されます。

「第12次労働災害防止計画」(2013年～17年)では、死亡災害、死傷災害の15%以上の減少を目標にしていますが死傷災害については、相当の取り組みが必要とされます。(編集部)

### 第3回理事会報告 第2回労働安全衛生カレッジのとりくみ

6月7日、「いの健」全国センター2017年度第3回理事会が開催されました。福地理事長は冒頭あいさつで、安倍「働き方改革」について、労基法制定以降70年間に渡る努力が覆されようとしている、それを許さないたたかいを強めようと訴えました。この間のとりくみでは、4月22日に開催した「大規模災害時のメンタルヘルス・過重労働を考える学習会」のまとめ、5月10日の大阪泉南アスベスト訴訟の最高裁判決と和解を踏まえた該当する被害者の救済のための厚生労働省に対する緊急要請などが報告されました。アスベスト被害者の救済問題では、その後共産党の倉林参議院議員が参院厚生労働委員会の質問で取り上げたこともあり、該当者に説明リ

ーフを送付するとの前進回答がありました。

情勢では、「働き方改革実行計画」にもとづく厚生労働省労働政策審議会の「時間外労働の上限規制」や「今後の産業医・産業保健機能の強化」についての「建議」、「解雇の金銭解決制度」や「労働基準監督業務の民間活用」の検討状況などが報告されました。協議事項では、①6月16日に開催する単産労安担当者会議の次第と運営、②第2回労働安全衛生カレッジの成功をめざすとりくみについて協議し、③いの健全全国センター結成20周年記念事業の実施、④労災認定(裁判)闘争交流集会の開催についてフリー討議を行いました。

(全国センター 岩橋祐治)

# 周知徹底は国の責任 泉南アスベスト国賠訴訟

## 労災受給者・管理区分者に資料送付を約束

泉南アスベスト国賠訴訟の2014年最高裁判決を受け、同じ条件下で働いていた元労働者・遺族に賠償金を支払うことが決定されました。1958年5月～71年4月に石綿製品製造工場内に勤務し、石綿のよる健康被害を受けたことなどが要件とされ、裁判による和解によって賠償金が支払われる仕組みとなっています。しかし、提訴したのは、対象者の10分の1に止まり、手続きが周知されていない可能性が問題視されています。

### 佐賀県労働局が唯一実施

以前から対象者への周知を求めて、労災受給者への資料の直接送付をじん肺キャラバンや地方の「いの健」センターが労働局に要請していました。佐賀労働局は、昨年4月に「日本エタニットパイプ」鳥栖工場で働いていた労災受給者に資料を送付しました。その結果、元労働者11人と遺族34人が佐賀地裁に提訴しました。

しかし、佐賀県の実績を示して他県労働局に同様の措置を要請しても「厚労省の指示がないとできな

### 工場労働者型訴訟の提訴状況について

2017年5月15日時点			
年	都道府県	原告数	被災者数
2015年	埼玉県	33	18
	東京都	2	2
	大阪府	38	27
	兵庫県	4	2
	鹿児島県	4	1
計		81	50
2016年	北海道	1	1
	埼玉県	22	14
	東京都	22	12
	岐阜県	8	4
	大阪府	21	14
	兵庫県	5	2
	奈良県	1	1
	広島県	3	1
	香川県	2	1
佐賀県	38	15	
計		123	65
2017年	岐阜県	7	3
	大阪府	13	8
	福岡県	1	1
	佐賀県	27	8
計		48	20
計(2015年～2017年)		252	135

出典：厚生労働省提出資料より倉林明子事務所作成



い」との回答に終始したため、要請項目をこの1点に絞って5月9日に「いの健」全国センターとして厚労省要請を行いました(写真)。

### 徹底して周知すべき

要請行動には、全国センターからアスベスト対策委員6人と、倉林明子参議院議員、穀田恵二・清水忠史衆議院議員と多くの議員秘書が参加しました。厚労省は「佐賀の方法は誤解からトラブルや混乱を招くので適当ではない」との回答に終始。私たちは「被害者には徹底して周知するのが国の果たすべき責任」と強く要請しました。

5月19日には、北海道・埼玉・関東・静岡・関西アスベスト弁護団、泉南アスベストの会・国賠訴訟原告団・弁護団、患者と家族の会など10団体で、同様の要請を実施。佐賀労働局からの通知を受けて相談会に行った原告や情報を得たのは除籍(死亡から20年たつと損害賠償請求権が消滅)直前だった人の発言が、徹底した個別周知が緊急の課題であることを明らかにしました。

### 厚生労働大臣が送付を約束

5月30日、倉林明子参議院議員(日本共産党)が、参議院厚生労働委員会での問題を取り上げ、塩崎厚生労働大臣より「労災保険受給者及びじん肺管理区分決定送付者に対してリーフレットを送付する方向で検討したい。その際、より見やすい、わかりやすいリーフに改善して送りたい」という答弁を引き出しました。

全国の原告、弁護団、支援者の継続した運動が行政を動かしました。被災者救援のために、さらなる活動が求められています。(全国センター 岡村やよい)

## 各地・各団体のとりくみ

石川

### 長時間・過労社会を変えよう!

北陸セミナー

6月3日、石川県平和と労働会館で北陸セミナーを開催しました。3県より22人の参加でした。

石川県労働局の米村祐規監督課課長が「過労死等ゼロをめざして～『労働時間適正把握ガイドライン』の策定等について」をテーマに講演しました(写真)。米村課長は長時間労働の是正に向けた政府の方針、追加ポイントなどをわかりやすく説明しました。印象深かったのは過重労働解消キャンペーンの重点監督についてです。勤務実態把握の新ガイドラインでは、自己申告の場合でも実態と記録がかけ離れている場合、必ず調査をおこない労働時間の補正をすることなど、使用者が労働者の労働時間把握を徹底することが強調されています。違法な長時間労働是正を「政府としても」取り組みを強化するものです。メンタルヘルス・パワハラ防止対策、過労死ゼロをめざす取り組みにおいて、新ガイドラインに基づく施策が前進し、労働者・労働組合の頑張り次第では、職場の状況を変えられることを実感しました。

参加者からは様々な実態が報告されました。「能登半島地震後の道路復旧業務(18日間で残業時間



が146時間超)でうつ状態になった男性の支援を考えている」(石川)、「2016年700時間超の残業をしている労働者3人の業務を委託にすることで改善した」(コープ富山)。「三星化学の膀胱がん事業の解決金は低額回答で話が進んでいない。高校職場では長時間過密労働が問題」(福井)。「賃金より長時間労働の改善を望む。グループホームで手待ち時間の改善を行い、1人で16時間労働を9～10時は2人体制に」(石川・コープ)。「100時間近い残業が一部の事務職に集中している。老若関係なく衛生委員会での取り組みを強めたい。ストレスチェックは、職員の95%の協力を得ることができた」。(石川民医連)等の各現場からの報告を受け、交流をおこなうことができました。(石川センター 馬渡健一)

北海道

### 活動の基礎とストレスチェックを学ぶ

2017年労働安全衛生学校

5月20日、札幌市内で「2017年労働安全衛生学校」が行われました。今年の「学校」は労安活動の基礎を学び、職場での労安活動をストレスチェック制度の取り組みから考えることとしました。

講演は「働くものの健康を守る法体系について」(安彦裕介弁護士)、「ストレスチェックで明らかになった労働者の実態」(佐藤修二医師)、「最近の政策動向とハラスメントのない職場づくり」(田村修医師)。そして、北海道勤医労中央病院支部、大学生協道統一労組、介護事業法人、高教組からストレスチェックの取り組みと職場の労働安全衛生委員会の活動状況が報告されました(写真)。

職場の労安活動の基本と実践的な課題が示された講演と報告は参加者の問題意識を喚起させ、フロアからも積極的な報告や意見が寄せられました。

参加者は66人。新聞の予告記事を見ての参加者が15人となり、職場で労安活動に携わっている人の参加も目立ちました。

参加者の感想は以下の通りです。



「低料金でこんな濃厚な内容の講義をしていただき感謝します」「『時間外の限度が月45時間』『精神疾患が労災になる』など知りませんでした」「ストレスチェックはフォローが重要です。日々職員の状況に気を配ることが大切」「制度ができて実施されても、対策に活かすことが必要」「経営者こそ労基法、労安法を学ばなければと思います」「大きな会社においても産業医は知りませんでした」「ストレスチェックは労基署と現場の意識、温度差が大きいように思った」。

全日程に参加した北海道新聞の記者は、後日「チェック制度・札幌で実施状況報告」として写真入りで報道しました。

(北海道センター 佐藤誠一)

**各地・各団体のとりくみ**

長野

**認定審査は運動が大きく後押し**

第10回学習会・第18回総会

働くもののいのちと健康をまもる長野センターは、5月20日に第10回学習会と第18回総会を開催しました。出席者は21人。

今回の学習会は「労災補償をかちとるために」と題し、過労死弁護団の松村文夫弁護士が講演。松村氏は労働災害補償のしくみと認定基準についてわかりやすく解説しました。

また、県内の労災裁判の成果について、今年1月に過労死認定された故小池雄志さんのご両親から、報告とお礼がありました。このたたかいを支えてきた上伊那地区労連の林事務局長（支援する会の事務局長）は、多くの署名などとりくんできた闘いの経過について語り、「たくさん認定されないケースがある中、小池さんの労災が認められ、ほんとうに良かった」と感想を述べました。

つづいて総会に移りました。古畑俊彦理事長はあいさつで、今の安倍「働き方改革」では「過労死ライン」を容認し、むしろ過労死を無くす課題が放置



故小池雄志さんのお母さんと松村文夫弁護士

されるという異常さを指摘し、「過労死をなくすために、いのちセンターの活動をさらに強めよう」と訴えました。

3年前に自治体の「過労死等の防止に関する基本法の制定を求める意見書」採択が広がったこと、そこで長野センターが大きな役割を果たしたことを再確認しました。

組織団体ごとの報告も討論の中で行なわれ、方針・決算・予算・役員体制などのすべての議案が承認されました。

(長野センター 服部壽一)

国公  
労連

**悲痛な声が寄せられる**

霞が関過労死110番

5月13日の10時から16時まで、国公労連は東京国公・霞国公と共同して「霞が関過労死110番」を実施しました。

このとりくみは、マスコミにも大きく注目され、フジテレビが秋山正臣国公労連副委員長による記者発表の様態をテレビ報道したのをはじめ、「朝日新聞」などが紙面とネットニュースで告知記事を掲載しました。当日には、日本テレビが10時から12時にかけて取材に入り、鈴木賢一全経済書記長が電話相談を受けている場面を報道しました(写真)。

電話相談は6件、メール相談は3件ありました。国公労連は、これを受けて関係機関に対し、国家公務員労働者における残業規制の実現などの働きかけを強めていくことにしています。

以下、主な電話相談の内容を紹介します。

・忙しい時期は月100時間を超える残業だが、残業代は4割程度の支給しかない。どこの職場にもうつ病による休職者が存在している。上位下達の職場のため、改善要望などの声を上げることもできない。毎月1～2件自殺・自殺未遂の報告があるものの、「指導の範囲内」で済まされている。人手不足を何



とかしてほしい(A省職員)。

・1年8カ月前に息子がくも膜下出血で死亡した。たびたびメールで朝起こして欲しいと頼まれていたが、パワハラなどがあったのではないかと。なぜ命を落とすことになったのか、当時の働き方を知りたい(B省職員の母)。

・妻が本省で働いているが、毎月100～120時間の残業で、身体を壊すのではないかと心配。手当は20時間分ほどしかついていない。プレミアムフライデーは「地獄のくじ引き」と呼ばれているようで、当たると翌日に休日出勤しなければならない。周りの職員に話しても、本省の働き方はこんなものという答えしか返ってこない。公務員バッシングで不満を言っただけいけない気分になっている(C省職員の夫)。

(国公労連 橋本恵美子)

**各地・各団体のとりくみ**

神奈川

**長期休職者は10年前の4倍**

第19回定期総会

5月27日、「いの健」神奈川センターの総会が開催されました。第1部は、「神奈川建設アスベスト訴訟の到達点の国民的意義」と題して、同訴訟弁護団の田淵大輔弁護士の講演、第2部は総会、第3部は労災・職業病・解雇者を励ます交流のつどいが行われました(写真)。

田淵大輔弁護士は、「経済性を優先した結果広がった被害の実態、救済の枠組み、建設アスベスト訴訟の争点と到達点、建設アスベスト訴訟の今後の展望と将来の課題」について報告し、最後に、「全国民が被害者になる可能性があるので、一部の人の過去のできごとではなく、全国民の将来のことと考えよう」と結びました。

44人が参加した総会は、経過・運動方針、決算・予算等を拍手で承認・可決しました。来賓として東京センター大角繁夫氏、原田大氏、三浦とし子氏、25日に結成したばかりの「神奈川過労死等を考える家族の会」の中野淑子氏から激励のあいさつをい



ただきました。

発言は、神奈川土建の遠藤氏が建設アスベスト訴訟の協力への感謝と支援の訴え、社会保険労務士の鈴木康功氏は衛生管理者の経験から安全衛生委員会の機能・いの健センターの役割の重要性を指摘。鎌倉市職労の横川書記長は職場の長期休職者は10年前に10人だったものが4倍と急増していること、ストレスチェックを10年前から実施して年々悪化している実態が報告されました。

交流のつどいは、JAL・岩元争議、青年事故死裁判を支援する会等29人が参加し、日ごろの苦勞を<sup>なげ</sup>あい合いました。(神奈川センター 蓮池幸雄)

千葉

**命を守る砦として**

第19回総会

5月28日、第19回いのちと健康千葉県センター総会が船橋市勤労市民センターで開催されました。

総会には県国公、全教などの公務職場、成田赤十字病院労働組合や千葉勤医協労働組合など民間医療職場の労働組合、JAL争議団、千葉土建、個人会員などの加盟組織・個人から19人が参加しました。

1年間の取り組みとしては、千葉県センターが独自に毎年春と秋に行っている千葉労働局との要請・交渉(あやめ月間、こすもす月間)の報告、また相談事案として取り組んでいる習志野外国語学院メンタル労災事案、松戸市立病院で派遣職員として働いていたニチイ学館メンタル労災事案について報告がありました。

毎年11月の過労死等防止対策月間に開催される「過労死等防止対策推進シンポジウム」の協力団体に、千葉県センターが入っており、労災・職業病の予防から被災者の相談、過労死等防止対策まで幅広く取り組んでいることが報告されました。

討議は8人が発言。公務職場、特に学校での長時間労働、担任教諭未配置によるクラスの統合などの実態が報告されました。ある市では、職場改善の運



あいさつする岡田朝志理事長

動が実り市費での教員配置が実現しています。

千葉土建からはアスベスト訴訟について発言。「アスベスト問題で裁判所は国に対しては責任を認める判決が次々と出している。もはや国の責任は揺るがないが企業の責任については勝ちきれてない」と報告されました。

医療職場からは、労働安全衛生の取り組みの中でストレスチェック制度の活用などの報告がされました。

2017年度は労働安全衛生活動の取り組みとして、労働局への要請・交渉、学習会の開催、過労死等防止啓発月間の取り組み、労災職業病認定の取り組みについて確認され議案は全会一致で承認されました。

(千葉県センター 本道 晋)

# 熱心に語られた「過労死をなくすための多面的なアプローチ」

## 過労死防止学会第3回大会

過労死防止学会が5月20～21日、専修大学神田キャンパスで開催されました。参加者は153人（会員92人・非会員61人）でした。

### 電通事件はなぜ社会に衝撃を与えたか

1日目は特別シンポジウム「若者に広がる過労自殺の要因と対策」。報告に立った川人博弁護士（電通・高橋まつりさん過労自死事件担当）は、電通における非人間的な労働実態を告発し、「なぜここまで大きな衝撃を社会に与えたのか」に言及。「行政やマスメディアの動向もあるが、現在の労働環境に関する若者や子・孫を持つ親や祖父母の共通の思いがあった」と指摘。労働実態に警鐘を鳴らしました。

広瀬俊雄医師は、医師・医学生対象の過労死・過労自死の予防活動の実践を、朝日新聞編集者の澤路毅彦氏は、電通事件の重要性を紙面に反映させる努力をして社会的支持を得たことを話しました。

予定討論者として『ブラック企業』の著者・今野晴貴氏（POSSE）は、年間2000件に及ぶ相談を通して、採用・研修から始まり労働過程の過酷な人間破壊の実態を告発しました。同じくK氏は、過労自死した息子さんの公務災害から裁判までの過程をリアルに再現し、愛息を失った遺族の痛切な思いを語りました。東京新聞・中澤誠記者は、取材を通して過労死・過労自死が起こる職場は人権が奪われ人格を否定し、人を人として扱わない職場だと指摘しました。

### 「過労死白書」の充実を

2日目の午前中は、過労死・過労自死の発生が多



1日目の特別シンポジウム

い①道路貨物・旅客運送業、②医療・介護・福祉③情報通信産業、④教員と公務員、⑤長時間労働と職場の労働時間管理、の5分科会が行われました。第1分科会では「タクシー運行管理者の脳血管疾患の検討」のテーマで、「いの健」東京センターとして私が報告しました。

午後からは、「第1回『過労死白書』と調査研究から見えてくるもの」をテーマにシンポが開催されました。厚生労働省過労死等防止対策企画官・佐藤靖夫氏による「平成28年版過労死等防止対策白書」の概要説明があり、防止法に基づく事業が着実に進んでいることが述べられました。北海学園大学教員・水野谷武志氏は、「過労死白書の総合評価と批判」として統計学的手法を通して展開しました。また、愛媛大学教員・長井偉訓氏からは「『過労死』問題の研究動向と比較分析のための試論」と題して、日本社会の社会的経済的構造の中で捉えていく視点が提示されました。過労死家族の会・中野淑子氏から、公務災害における制度的問題点の報告がされました。

様々な分野からの過労死をなくしていくためのアプローチが、熱心に語られた学会でした。

（東京センター 色部 祐）

## シリーズ 「私の健康法」(3)

宮沢さかえ（全国センター事務局員）

### 本気で歌えば体脂肪が減る?!

振り返れば、20年近く仕事をしながら合唱をやっています。毎週の練習のほかに、多くの演奏活動



16日に出演したドヴォルザークホール（チェコ）

をしていた時期もありました。最近の6年余りは、身体を使わないと歌えない・体力がいる大曲を歌っています。今まであまり「健康」を意識して歌った

ことはありませんでしたが、この記事を書くことになり、改めて考えました。タイトルの「本気で歌えば体脂肪が減る」は、今指導していただいているプロの音楽家の弁です。また、「合唱はスポーツだ」と言っている歌仲間もいます。本気=身体を使わなくても歌は歌えますが、お金を払って聴きにきてくださるお客様に、それは失礼です。

食べるものや喉の管理にも注意する。何と云っても本気の呼吸法も効果アリなのかもしれません。本番に備えて、できるだけ階段を使ったりストレッチも欠かせません。

# 「このままだと会社に殺される、限界だ」体調不良者続出

## 日本航空客室乗務員の新勤務基準

日本航空の客室乗務員に新たな勤務が導入され半年が経ちました。これは、勤務間インターバルを暦日単位から時間単位に変更したものです。

### 新勤務で悲鳴が

日航キャビンクルーユニオン (CCU) は、この勤務協定は締結していませんが、連合傘下のJAL労組 (JALFIO) は協定を結び、組合員は新勤務で乗務しています。その結果、過重労働による体調不良者が続出しています。11時間以上の拘束日帰り国際線乗務後、翌日から1泊3日の国際線乗務が可能となったり、乗務後の休日が年休に置き換わっていたりと導入直後から、新勤務で乗務するJALFIO組合員から悲鳴があがっています。

新勤務では、勤務間インターバルの休息時間が短くなり、疲労回復や体調管理に苦慮しています。飛行機に乗ったものの体調不良で降りざるを得ず、交代要員を呼ぶために30分出発が遅れる事例も発生しました。昨年12月には、客室乗務員が到着した航空機ドアの安全解除操作後に倒れ、救急搬送される事例も起きました。「ショウアップ (入社確認) 前にロッカーで倒れ救急搬送」「外地で体調不良となり帰便はCA1人減員で運航」「乗務中、体調不良となり業務を離れバンク (機内休憩用設備) で休む」などの事例が相次ぎ報告されています。

### 2012年以降の退職者は2000人以上

CCUに寄せられた1000通以上のアンケートに「(会社に) 殺される」「死んでしまう」等の声があり、「辞めるしかない」「(この仕事を) 続けられるのか?」という声も多数あがっています。「最終便での勤務が終わり、終電を乗り継ぎ、荷物を持って駅から家に歩きながら涙が止まらなくなり、メンタルに来ていると感じました。『このままだと会社に殺される、限界だ』と思っている自分がいた」という声も。

新勤務を導入するにあたって会社は「年間、月間の乗務時間制限は変わらず、月間の休日も同じだから稼働強化にはならない」と説明しました。しかし、ここで2つの事を指摘しなければなりません。

一つは、新勤務導入前に、すでに稼働があがっていたことです。乗務時間制限は、1993年までは月間80時間・年間840時間、2006年まで月間85時間・年間900時間、2008年まで月間90時間・年間960

時間でした。2008年以降、月間95時間・年間990時間となり加速的に稼働が上がって行きました。96年



乗務前の早出サービス残業が恒常化

(月間85時間・年間900時間の時代) に香港で倒れた岩本章子さんのケースは東京高裁で労災が認められています。2008年以降は、岩本さんのような勤務が常態化。2010年の経営破たん、整理解雇強行、会社の部門別採算制による合理化と人員不足で職場の疲労度は極限に来ていました。2012年以降、約3000人が新規採用されましたが、その間の退職者数は2000人以上でした。

### 安全に関わる深刻な問題

もう一つの背景に航空法があります。日本の航空法は、客室乗組員の乗務割について①乗務時間は1暦月100時間を超えて予定しない、②連続する7日間のうち1暦日 (外国においては連続する24時間) 以上の休養を与えることとするのみで、客室乗務員が保安要員としての業務を遂行するために必要な環境を担保していません。国際民間航空条約は、「飛行時間、飛行勤務時間、勤務時間制限、および休養要件は運航乗務員並びに客室乗務員が安全運航に必要な適切な注意力をもって業務が確実に遂行できることのみを目的とし制定される」と規定しています。日本の航空法は極めて不十分です。

CCUは「国際線の翌日は時間単位ではなく暦日単位の休日に。法律に則ったスケジュールの固定 (勤務割明示後の勤務・休日の変更は行わない)、疲労を回復するために十分な休養を含めた客室乗務員の働き方であった休日数、ワークライフバランスを実現できる働き方」を要求しています。そのために必要な人員などへの投資は企業の責任です。

保安任務を担う客室乗務員が疲労を蓄積させたまま働き続けることは、直接安全にかかわる深刻な問題です。働く人が次々と倒れるような勤務は早急に改善しなくてはなりません。

(日本航空キャビンクルーユニオン 前田 環)